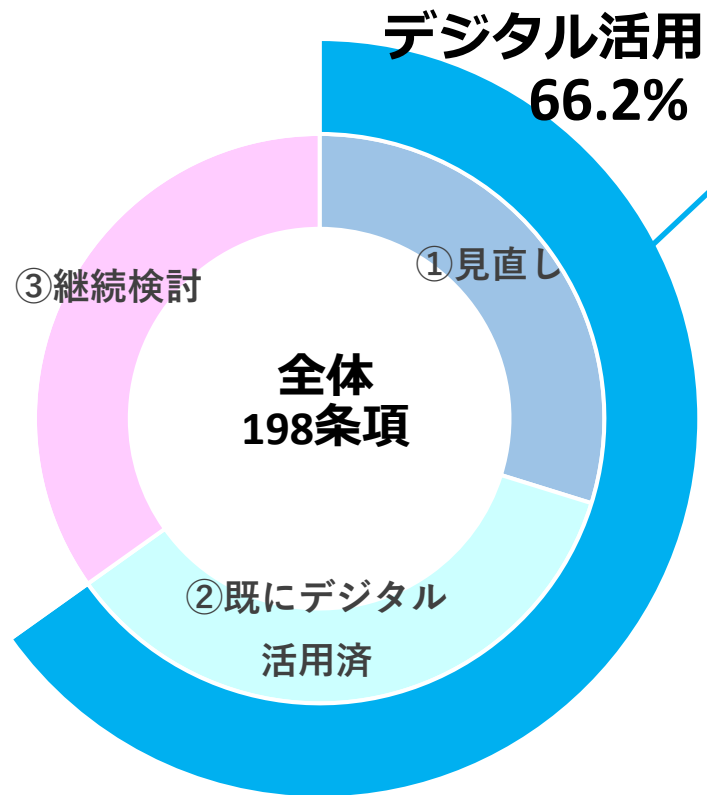


## 点検結果（全体）

▶ 点検対象の規制 = 198条項



## デジタル活用 = 131条項（66.2%）

- ① 見直し 55条項（27.8%）  
規定の改正や通知等の発出など所要の見直しを実施
- ② 既にデジタル活用済 76条項（38.4%）  
現状、既にデジタル活用済

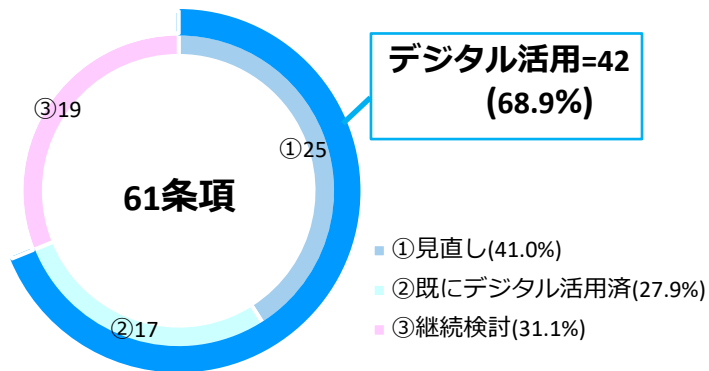
## ③ 継続検討 67条項（33.8%）

新たな技術の進展等を踏まえ、引き続き、デジタルを活用できないか検討していく。

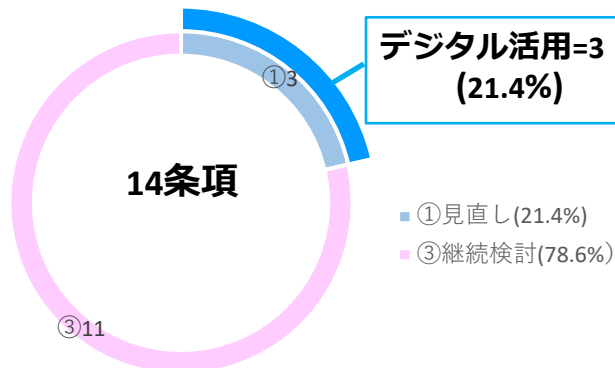
※「デジタル活用」には、一部デジタルを活用する場合も含む

# 点検結果（規制区分別）

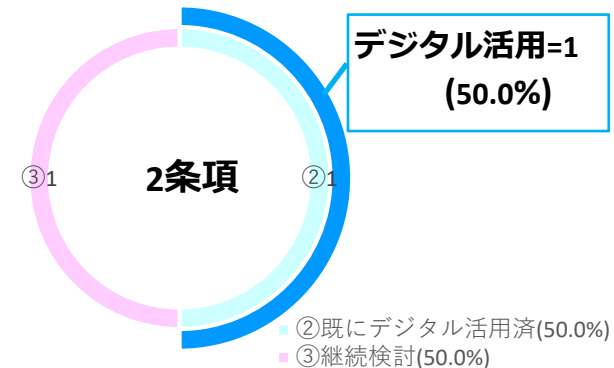
## ▶ 目視、実地監査



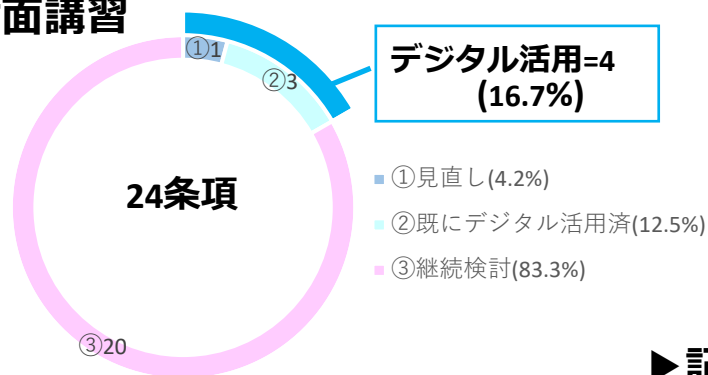
## ▶ 定期検査・点検



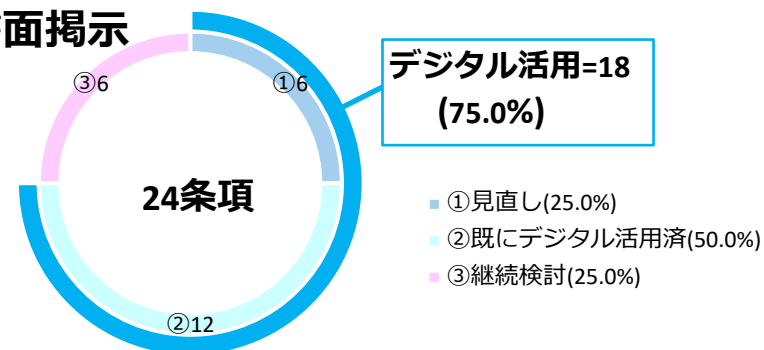
## ▶ 常駐・専任



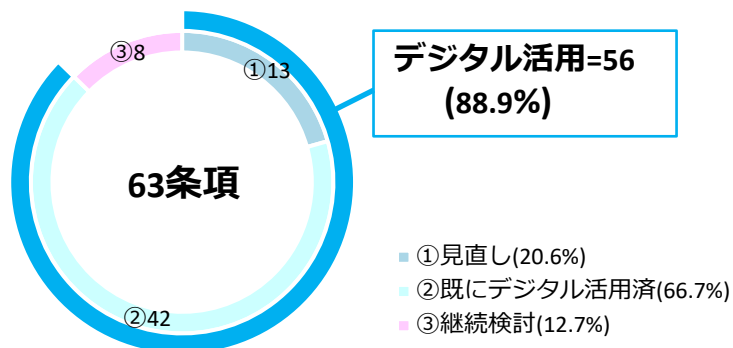
## ▶ 対面講習



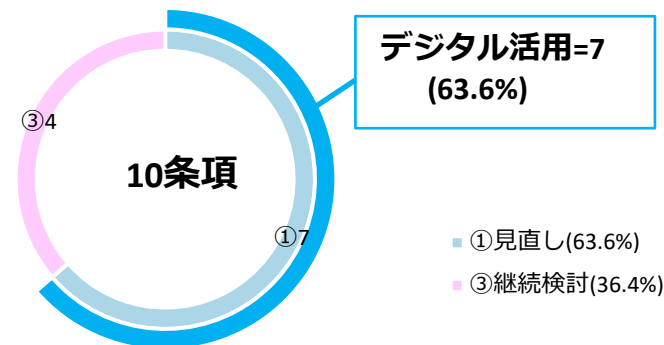
## ▶ 書面掲示



## ▶ 往訪閲覧



## ▶ 記録媒体



## デジタル活用（主なもの）

### ▶ 自然公園等の指定等に係る実地調査

目視

今後、自然公園等の指定申請等がある場合は、高精度カメラやドローン等による調査が可能となるよう、運用ルールの見直しを行う。（R7年度に見直し済）

### ▶ 種苗生産事業者講習会の開催

対面講習

オンライン会議システム等を活用した講習会のオンライン化が可能となるよう、運用ルールの見直しを行う。（R7年度に見直し済）

### ▶ 運転免許更新時講習の開催

対面講習

マイナ免許証所持者については、優良講習、一般講習についてオンライン受講が既に可能。

### ▶ 野犬等を抑留した場合の掲示

書面掲示

動物愛護センターに捕獲・収容されている犬・猫の情報について、掲示板への掲示に加え、インターネットにより公表している。

### ▶ NPO法人等の事業報告書等の閲覧

往訪閲覧・縦覧

NPO法人から提出された事業報告書等について、地域生活文化課内での閲覧に加え、内閣府NPOホームページに掲載しており、インターネットでの閲覧が可能。

### ▶ 解体工事業者登録簿の閲覧

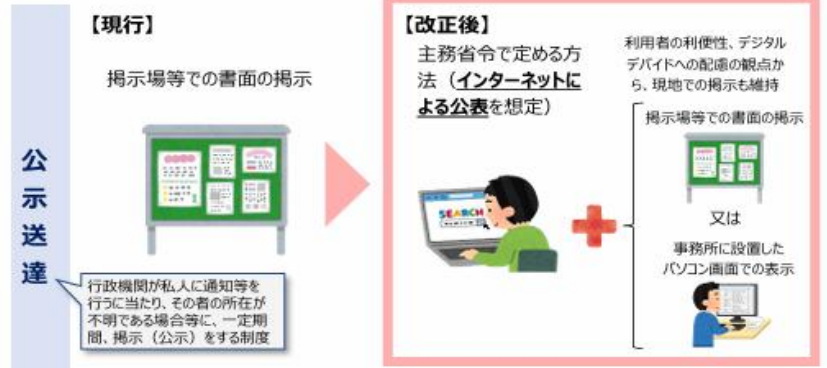
往訪閲覧・縦覧

解体工事業者登録簿について、監理課及び各県土整備事務所での閲覧に加え、建設業ポータルサイトに掲載しており、インターネットでの閲覧が可能。

# (参考) 条例・規則改正 (1 条例、8 規則を改正予定)

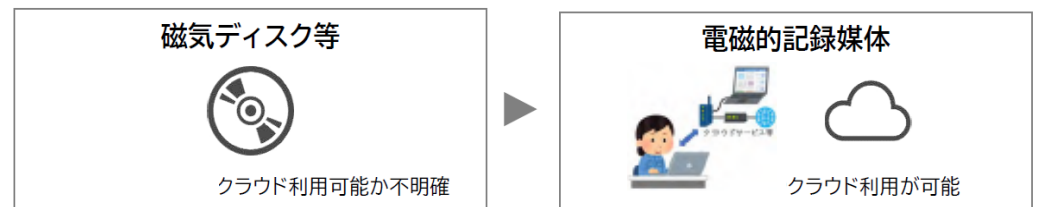
## 書面掲示

- 青森県行政手続条例
- 青森県公安委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則
- 青森県放置違反金の徴収等に関する規則



## 記録媒体

- 知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則
- 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
- 青森県特定非営利活動促進法施行細則
- 青森県屋外広告物条例施行規則
- 青森県建築士法施行細則



※文書の作成・保存方法について、クラウド利用等を選択可能に

## 往訪閲覧・縦覧等

- 青森県土地改良財産管理委託規則



※土地改良財産管理台帳について、インターネット等での閲覧を可能に

## 継続検討（主な類型）

### ①国の整理状況を確認していく必要があるもの（32条項：47.8%）

国の法律を根拠としており、現時点では、国でデジタルの活用を予定していないもの等について、引き続き国の動向を確認していく。

### ②現時点では、活用（代替）可能な技術がないもの（9条項：13.4%）

活用可能な技術がないか、技術の進展等を引き続き確認していく。

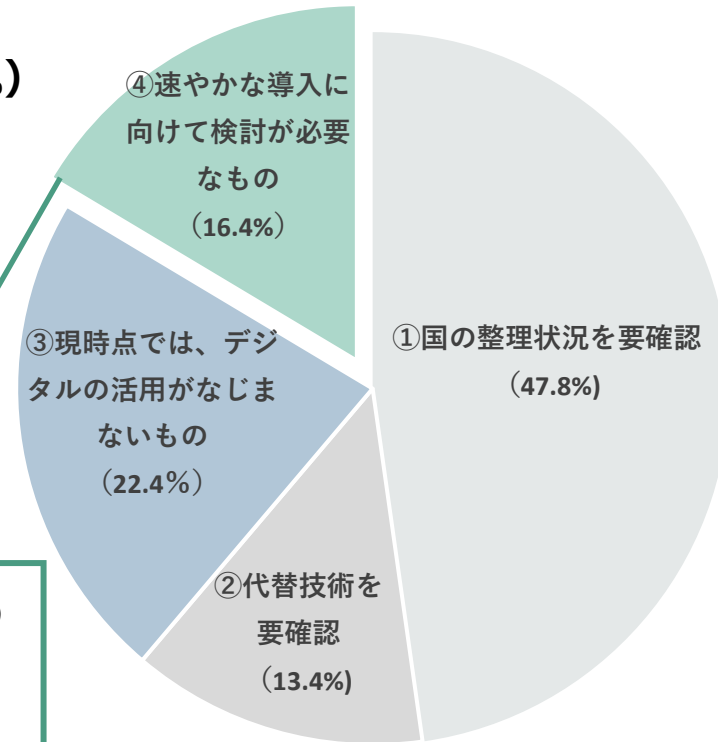
### ③規制の趣旨等により、現時点ではデジタルの活用がなじまないもの（15条項：22.4%）

罰則や行政指導の前提となるような立入調査等、現時点では職員による現地での調査等が必要だが、活用可能な技術がないか、引き続き確認していく。

### ④活用可能な技術があり、速やかな導入に向けて検討が必要なもの（11条項：16.4%）

講習手数料の納付方法のキャッシュレス化等について、全庁的に導入に向けた検討を促す。

## 継続検討 = 67条項



## 今後の見直しの進め方

アナログ規制の点検・見直し方針に基づき、見直しの進捗状況を定期的に確認していくこととし、継続検討することとしたものについては、県民の利便性の向上等の観点から、引き続き、以下のとおり見直しを進めていく。

- 活用可能な技術はあるが、全庁的な検討等が必要なものについては、積極的かつスピード感をもって見直しを進めていく。
- 現時点では、活用可能な技術がない等により、見直しが難しいと整理したものについても、活用可能な技術がないか積極的に情報収集等を行い、デジタルを活用できないか検討していく。